

株式会社建築資料研究社（特定事業者） （資格取得対策スクールの運営等を営む事業者）

- 1 建築関係資格の取得希望者を対象とした受験対策講座等を実施する日建学院と称する資格取得対策スクールの運営等の業務を、個人である事業者又は資本金の額が3億円以下の事業者に継続して委託している。
- 2 前記1の事業者のうち、業務委託料を消費税を含む額で定めているもの（以下「本件委託事業者」という。）に対し、平成26年4月1日以後に供給を受ける分の業務委託料について、消費税率の引上げ分を上乗せせず、同年3月31日までと同額又は同一の算出方法により定めた額の業務委託料を同年12月締切日に供給を受けた分まで支払った。
- 3 公正取引委員会が本件について調査開始の連絡をした後、消費税率の引上げ分を上乗せせずに支払った業務委託料について、本件委託事業者に対して、合意の上、平成26年4月1日に遡って消費税率の引上げ分相当額を支払った。

※ このほか、消費税率の引上げ分を上乗せするよう申出を行わなかった個人である事業者又は資本金の額が3億円以下の事業者（以下「本件賃貸人」という。）に対し、平成26年4月分以後の賃料について、消費税率の引上げ分を上乗せせず、同年3月分までと同額の賃料を支払った（本件賃貸人に対して、合意の上、同年4月分に遡って当該引上げ分相当額を支払った。）。

本件委託事業者・本件賃貸人
（特定供給事業者 約1,600事業者）

勧告の内容

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など